

旭川市消費者被害防止 ネットワークニュース No.14



旭川市消費生活センターに寄せられた相談件数

令和5年度、旭川市消費生活センターには2,596件の相談が寄せられました。件数は前年度より124件増加しました。販売・購入形態別の推移は下表のとおりです。

内容としては、「インターネットの光回線・スマートフォン等の契約に関するトラブル」「通信販売の定期購入や偽サイトに関するトラブル」「スマートフォン等に届いた架空請求・クレジット会社の請求に関するトラブル」などの相談が多く寄せられています。

会員各位のご協力に感謝申し上げますとともに、引き続き消費生活に関してお困りの方がいた場合や契約・不審な請求等トラブルに気付いた際は、消費生活センターへの情報提供や相談を勧めていただきますようお願いいたします。

販売・購入形態		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問販売	家庭訪販	155	117	117	120	131
	SF商法	0	1	0	1	1
	アポイントメントセールス	1	2	1	4	0
	キャッチセールス	0	0	1	0	0
	上記以外	21	33	30	26	33
	計	177	153	149	151	165
通信販売		835	1085	929	929	957
連鎖販売		26	20	16	11	15
電話勧誘販売		282	170	169	141	169
ネガティブオプション		6	16	5	4	5
訪問購入		23	34	23	36	22
その他無店舗		28	23	22	7	15
店舗販売		553	503	455	472	556
不明・無関係		912	785	705	622	692
総件数		2,842	2,789	2,473	2,472	2,596
多重債務		52	45	49	32	53

※多重債務の相談件数は、販売・購入形態別相談件数の内数です。



旭川市消費生活センター

旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階

相談専用電話 0166-22-8228

受付日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

受付時間 午前9時～午後5時

気をつけて！！

こんなトラブルが増えています！



光回線サービスの勧誘トラブル

事業者から「インターネットの利用料金が今より安くなる」などと電話で勧誘され了承し、実際には「オプション等の名目でかえて料金が高くなっていった」等の回線の契約に関するトラブルが増えています。電話勧誘だけで契約してしまいトラブルになる相談が高齢者を中心に増えています。電話等で勧誘を受けてもその場では契約せずに相手方の事業者名・契約内容をしっかり確認しましょう。

SNS上で著名人を名乗る投資勧誘トラブル

最近、ニュースなどでも多く目にしますが、投資勧誘のトラブルによる相談が増えています。スマートフォンなどで、有名経済評論家主催の投資相談のSNS広告が表示され、体験談に惹かれメッセージアプリに登録し、その投資話を信用してお金をだまし取られるトラブルが多く発生しています。投資資金の振込先に個人名義の口座を指定された場合は詐欺です。絶対に振り込まないでください。まずは、著名人の公式サイトや公式アカウント等で注意喚起が出ていないかを確認するようにしましょう。

会員登録のつもりが…別サイトでのサブスク契約に！

フリマアプリの新規登録をしようと画面の「スタート」というボタンを押し、クレジットカード情報などを入力したところ、意図せず別の海外事業者のサイトにつながり、動画配信サービスのサブスクリプション契約になっていたという相談が寄せられています。入力画面に「スタート」等の表示が出た場合は、クリックする前に自身の登録しようとしているサイトの手続きボタンなのかをよく確認しましょう。枠の端に小さい「×」印等があれば広告です。また、クレジットカードの請求はこまめに確認しましょう。

簡単に稼げるSNS等の副業に関するトラブル

「簡単に稼げる」等のSNSの広告につられ副業サイトに登録をしたところ、マニュアルの購入や有料プランを勧められ、逆に高額な契約を結ばされ、その後事業者と連絡が取れなくなった等の相談が寄せられています。「スタンプを送るだけで稼げる」といった、気軽さ、メリットのみが強調された文言が用いられている場合があります。こうした文言はうのみにしないようにしましょう。

消費者出前講座

旭川市内の町内会・サークル・学校等へ消費者協会講師が出向き、悪質商法の事例や未然防止策等を説明します。まずは1か月前までにご連絡ください。

詳細・申込みは、一般社団法人 旭川消費者協会

☎0166-26-2514（平日9時～17時）